

自然再生関連施策の推進

〔平成18年度農林水産予算概算決定〕

平成18年1月

農 林 水 産 省

1 農林水産業と自然

農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動です。

農山漁村は、二次的自然である緑の田園空間、森林空間や海浜・海洋が広がり、多様な動植物が生息し、多様な生態系が確保されている地域であるとともに、農林水産業の自然循環機能を活かした自然と共生する独自の生活文化、地域文化が培われている地域でもあり、ゆとりとやすらぎのある地域を形成しています。

参考：わが国のすがた

- 国土面積 : 約 38 万 km^2
 - ・ うち森林面積 : 約 25 万 km^2 (67%)
 - ・ うち農地面積 : 約 5 万 km^2 (13%)
- 基幹的農業用排水路 : 約 4.5 万 km
- 領海 (内水を含む) : 約 43 万 km^2
- 排他的経済水域 (内水及び領海を含む) : 約 447 万 km^2

2 農山漁村を通じた都市と自然の共生

自然と共生する農山漁村に滞在したり、働き、暮らしたいという都市住民が増加するなど、都市と農山漁村は双方向の時代になっています。

多様で幅広い参加による都市と農山漁村の双方向化は、都市と農山漁村との共生、自然と人間との共生を通じての国民全体のライフスタイルの転換に寄与します。これが、今後の我が国経済社会の発展基盤を形成していくものと考えられます。

3 農林水産施策における自然再生の推進

農林水産施策においては、食料・農業・農村基本法(H11)、森林・林業基本法(H13)、水産基本法(H13)、及び土地改良法等の関連する法律の制定・改正により、里地、棚田、里山、森林、藻場、干潟等の保全・創造を図るなど、自然との共生、環境との調和に配慮した施策等を積極的に推進し、自然環境の保全・再生に貢献します。

また、関係者の合意を得つつ、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や、水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進します。

4 自然再生関連施策の概要

- (1) 農業農村整備事業の新たな展開方向
- (2) 林野公共事業の新たな展開方向
- (3) 水産公共事業の新たな展開方向

(1) 農業農村整備事業の新たな展開方向

田園景観を巡る課題

現 状

- これまで、農業生産性向上のため、コンクリート等による整備で効率性を追求
- 都市生活を支える農業・農村の役割に対する都市住民の理解が不十分

課 題

- 食料の安定供給とあわせ、環境との調和に配慮した整備の推進が必要
- 田園環境についての理解醸成に向け、様々な人々の参加（交流）の促進が必要

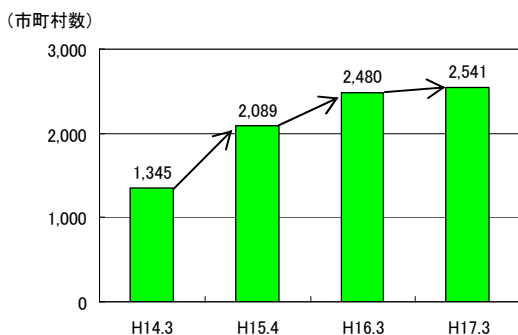
○農業農村整備事業は、自然と共生する環境を創造する「環境創造型事業」に転換（平成14年度から）

自然再生のためのプロジェクトの推進

自然と共生する田園環境の創造の全国的な展開

多様な主体の参画による自然再生に向けた活動の推進

田園環境整備マスタープラン策定市町村数の推移



※H17.3時点での策定数は、H16.3時点での全市町村(2,480)を調査対象としている。

- 農家、土地改良区のみならず、NPO、地域住民等による自然再生・環境学習を積極的に支援



田んぼや水路などを活用した環境学習の推進

- 自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進



生き物が行き交う田んぼと水路間の魚道の設置

生きものの生息空間や美しい景観の創造等を全国的に展開

関係府省との連携の強化

環境省
国土交通省
文部科学省
等

「人と自然が共生する美の国づくり」の実現

田園環境整備マスタープランの概要

- 地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域環境のあり方を明確にするため、田園環境整備マスタープランを作成する。
- 田園環境整備マスタープランでは、農用地等区域において、自然と共生する環境を創造する区域などを定める。

○田園自然環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握



○環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成



○環境創造区域と環境配慮区域の設定

「環境創造区域」と「環境配慮区域」を定め、各区域ごとに整備構想を作成

■田園環境整備マスタープランに基づく「農業農村整備事業」の実施例

環境に配慮した水路により生態系保全



親水水路により地域の憩いの場を創出



農業集落排水施設による水質の浄化

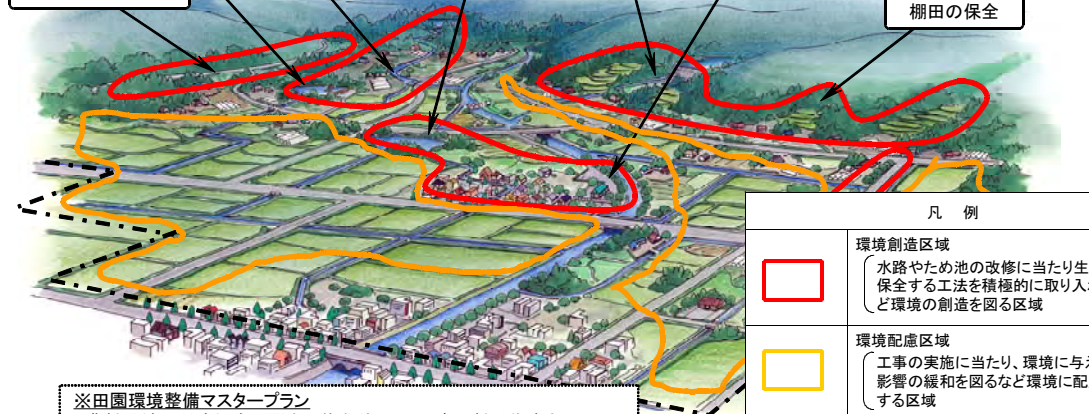


事業の影響を回避し湧水池を保全

生態系に配慮したため池整備

農道の法面緑化

棚田の保全



※田園環境整備マスタープラン
農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が作成するもので、事業の実施に際して、現在の環境を維持・増進する「環境創造区域」と環境への影響の軽減を図る「環境配慮区域」に区域設定。

凡 例	
	環境創造区域 水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れるなど環境の創造を図る区域
	環境配慮区域 工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域
	市町村界

多様な主体の参画による「美しい自然と景観」の維持・創造

地域住民、NPO等の参加を得て、自然と共生する田園環境を創造するとともに、里地、棚田の保全等を通じた美しい日本の原風景を再生。

1 ポイント

- 農村地域の多面的機能を発揮させるため、「田園環境整備マスタープラン」に基づき、環境創造型事業を全国的により一層展開（農業農村整備事業等）
- また、地域住民、NPO等の多様な「人」の参画を促進し、農地、水路、ため池、里地・里山等の保全等を通じて、地域ぐるみで自然とふれあい共生する地域を実現

2 事業内容

(1) 元気な地域づくり交付金のうち 中山間地域等振興対策の一部

41, 526 (46, 607) 百万円の内数

ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図るため、環境創造に資する施設整備を行うことにより地域ぐるみの土地改良施設の維持管理活動等を推進するとともに、地域条件に即した簡易な生産基盤の整備等を実施。

(2) 元気な地域づくり交付金のうち 農地基盤整備対策の一部

41, 526 (46, 607) 百万円の内数

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、地域住民やNPO等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設等の整備を実施。

(3) 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業

80 () 百万円の内数

景観保全、自然再生活動の推進及び定着のため、公募方式により活動主体となるNPO等を広く募集し、これらの活動に対する直接支援を実施。

(4) 農村自然再生活動高度化事業

100 () 百万円の内数

農村地域の自然再生活動を、農業・農村の振興に寄与する拡がりを持った活動へ発展させるため、生態系や営農上の新たな課題に対して、必要な情報発信や技術的支援を行う仕組みを構築する。

3 事業実施主体

- (1) ～ (2) 都道府県、市町村、土地改良区等
- (3) NPO等
- (4) 民間団体

4 補助率

- (1) ～ (2) 定額、55%、1/2相当等
- (3) 1/2以内
- (4) 定額

(2) 林野公共事業の新たな展開方向

自然と共生する環境創造型事業への転換

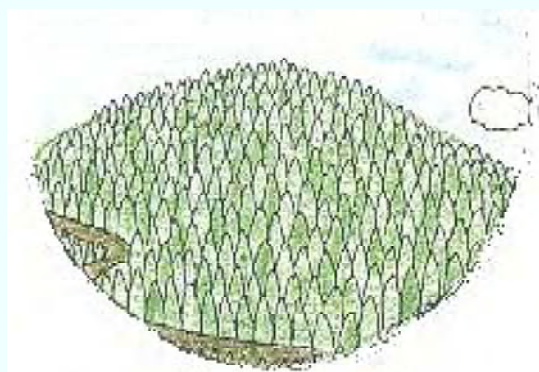
良質な水の確保、地球温暖化の防止や自然とのふれあいの場の提供など森林が本来有している環境創造機能が最大限に発揮されるよう事業を抜本的に改革



重視すべき機能の区分に応じて、望ましい環境を創出するための森林の整備・保全を実施

従来の整備

- 木材生産を主体とした施策
- 木材生産の量的拡大のため、皆伐一新植を中心とした画一的な人工林の整備
- 経済性の高い針葉樹の一斉人工林が主体



- 木材の搬出に重点を置いた画一的な路網の整備

今後の展開方向

- 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための施策へ転換
- 水土保全、森林と人との共生等重視すべき機能に応じて環境創造効果がより高度に発揮される多様な森林づくりを推進
- 複層林、広葉樹林・針広混交林等の整備を推進（長期育成循環施策等の推進）



- 重視する森林の機能に応じた森林管理路網（環境に優しい「エコりんどう」など）の整備

次代に引き継ぐ緑豊かな森林環境を創造

地域色豊かな森林環境の保全・創出

地域の多様な主体の参加の下に、里山林等の整備・保全、荒廃した森林等に係る植林、保育作業等を積極的に実施。

1 事業内容

(1) 多様で健全な森林の整備・保全の推進

① 森林整備事業（公共） 181,110(181,192)百万円の内数

地球温暖化の防止、水源のかん養、国土の保全等森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈、間伐等を実施。なお、里山エリアの様々な課題に柔軟に対応するため、居住地周辺の森林整備等を、地域の創造力を活かして総合的に実施する仕組みを新たに導入。

② 治山事業（公共） 119,622(126,776)百万円の内数

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産の保全等を図るため、保安林等において荒廃地等の復旧整備や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施。

(2) 里山林の再生・整備、国民参加の森林づくり等の推進

① 国民参加の森林づくり活動の推進

森林づくり交付金 3,695百万円の内数

国民参加の緑づくり活動推進事業 150百万円の内数

地域住民・NPO等の地域ネットワークの構築、里山林の斡旋、指導者の養成、里山林における自然・文化体験活動、企業の社会貢献活動としての森林づくりへの支援等を通じた国民参加の森林づくりを推進。

② 共生林の多様な利用活動の推進

森林づくり交付金 3,695百万円の内数

森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための体制整備等を実施。

③ 竹材利用促進緊急対策の推進

強い林業・木材産業づくり交付金 6,990百万円の内数

竹の侵入による荒廃している里山林の整備に伴い伐採・搬出された竹の有効利用を図るため、新たな用途に必要な竹材加工施設を整備。

2 事業実施主体

(1) 国、都道府県、市町村、森林組合等

(2) 都道府県、市町村、森林組合、森林整備を行う非営利団体等

3 補助率

(1) 1/2、3/10、45/100等

(2) 定額

(3) 水産公共事業の新たな展開方向

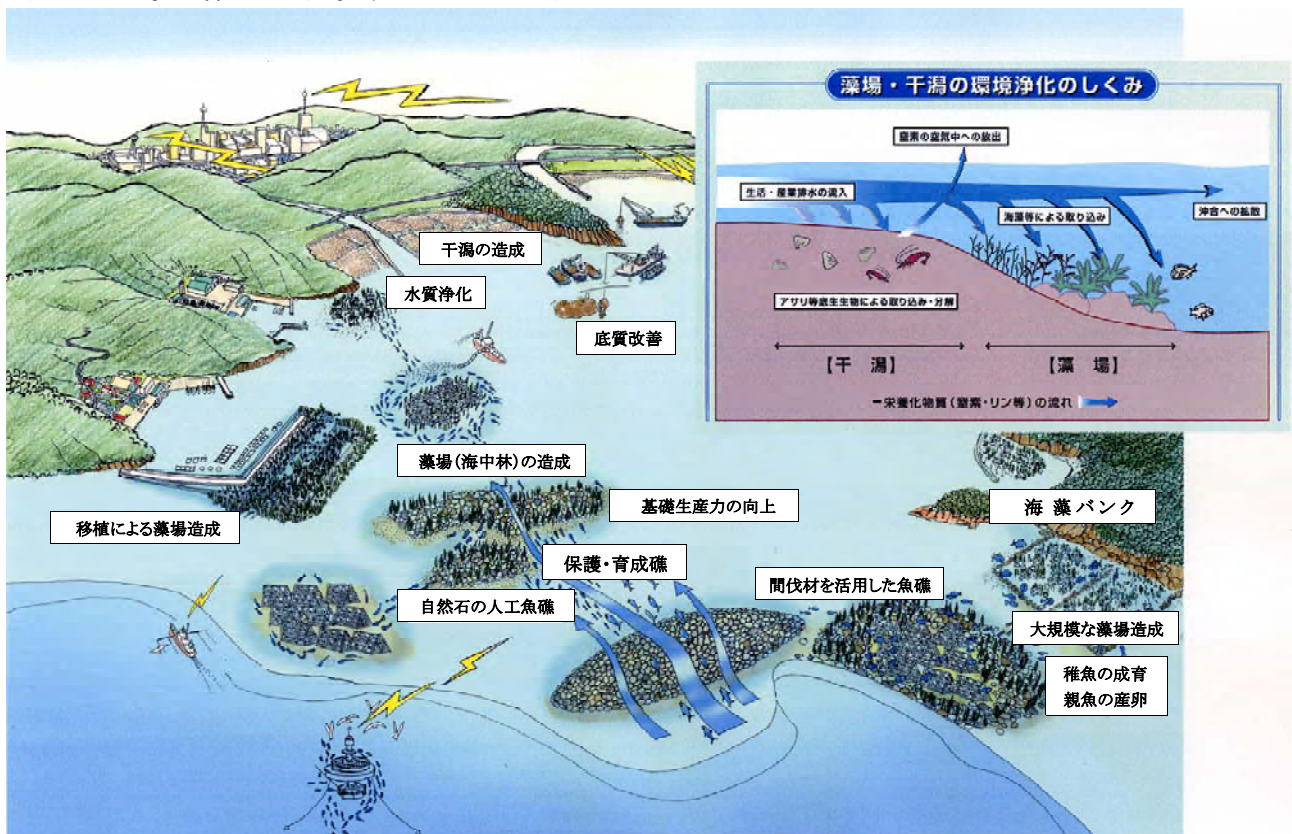
水産生物の良好な生息場となる藻場・干潟の造成、水の循環を通じてつながる海の森の一体的な整備に加え、生態系にも配慮しつつ良好な漁場を確保するための技術開発等を通じ、沿岸域における豊かな環境の創造を図る。

豊かな海の森づくりの推進

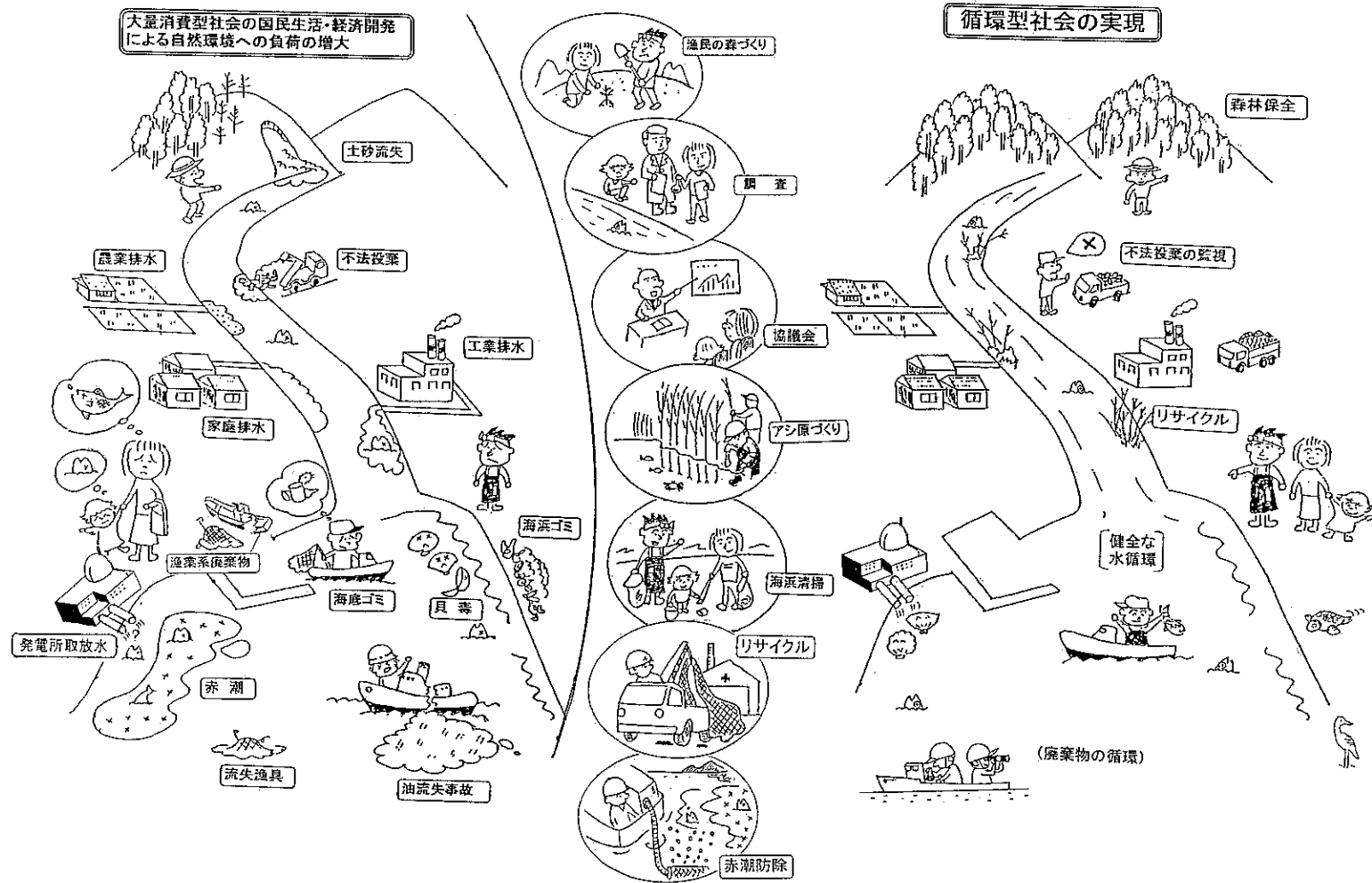
水産動植物の成育・生息の場である藻場等の重点整備を行うとともに、効率的な事業実施に向け、生物多様性に配慮したアマモ場造成に係る調査並びにマニュアル作成や磯焼け海域における藻場の回復を図るためのモデル事業等を実施。

- ・ 水産基盤整備事業による藻場・干潟の保全創造
- ・ 天然藻場の保護・活用等（海藻バンク）
- ・ 沿岸域環境情報高度化事業
- ・ 生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業
- ・ 漁場保全等推進対策
- ・ 増養殖機能等実証調査事業
- ・ 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

(豊かな海の森づくり事業のイメージ)



川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業



豊かな海の森づくりの推進

水産生物の良好な生息場となる藻場・干潟の造成、水の循環を通じてつながる海と森の一体的な整備に加え、生態系にも配慮しつつ良好な漁場を確保するための技術開発等を実施

(公共)
(非公共)

26,580(26,555)百万円
282(294)百万円

1. 事業の概要

①豊かな海の森づくり事業(公共)

26,580(26,555)百万円

水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。

②生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業(非公共)

58(78)百万円

アマモ場造成に係る生物多様性の低下防止のため、アマモ類の遺伝的差異の解析及び分布の把握並びに藻場造成のためのマニュアル作成。

③増養殖機能等実証調査事業(非公共)

62(96)百万円

貝殻のリサイクルを図りつつ、特に要望の高い増養殖場造成への活用の推進を図るためのガイドラインの作成や、漁港施設の水産生物の生育・生息の場としての機能を向上させるための整備のあり方についてのガイドラインを作成。

④藻場・干潟生産力等改善モデル事業(非公共)

35(38)百万円

既往の研究成果や経験的知見等を活用して、磯焼け海域における藻場や機能の低下した干潟の生産力改善のためのガイドラインを作成。

⑥沿岸域環境情報高度化事業(非公共)

40(68)百万円

我が国沿岸漁場環境の効率的・実効的な保全創造に資するため、統一的な漁場環境に関する調査手法を開発し、沿岸域漁場環境情報の総合的な管理・活用体制のモデルシステム及びガイドラインを作成、有機的に共有できる電子化システムの開発を実施。

⑦漁場環境・水産資源持続的利用技術開発事業(非公共)のうち「豊かな海の森づくりの推進」に関するもの

10(14)百万円

⑧湖沼の漁場改善技術開発事業(非公共)[新規]

77(0)百万円

湖沼漁場の保全・修復を促進するため、既存の保全・修復技術の整理・検討、モデル事業の実施・検証を通じ、ガイドラインを作成

3. 事業実施主体

- ①事業実施主体：国、都道府県、市町村等
- ②事業実施期間：平成15年度～

4. 補助率

(公共) 1 / 2 等
(非公共) 委託